

弁護士 山下江の 実務に役立つ 企業法務の基礎

第1回

今回から月1回のペースで連載します。会社実務を行う上で必要な基礎的な法律知識を分かりやすく順を追って述べます。

法律は常識を文章化したもの

まず最初に、企業法務に適用される法律は、民法、会社法、手形法・小切手法、製造物責任法、独禁法、下請法、不正競争防止法など様々ありますが、法律は難しいものではないということです。

法律は、人と人、法人と法人などの間において争いになったときの解決の基準を文章化して定めたものです。関係者間においてなるべく公平になるように、皆が納得できるように基準が作られております。法律は、皆が納得できる(あるいは多数の人が納得できる)常識を文章化したものとも言えます。ですから、常識があれば、法律となっている文章を読まなく

ても、おおよその結論は見当が付くこととなります。法律は決して難しいものではなく、争いを解決するための基準(常識)を文章化したものであり、常識人なら容易に理解できるものであると考えるべきだと思います。前置きが長くなりましたが、さつそく、会社実務の最初に、契約と文書の意義について、述べます。

契約書がないと契約成立といえないか。

否です。契約成立は、当事者間の意思表示の合致により成立します。契約書はそれを証明するものとも重要な証拠と言えます。すなわち、契約書がなくても、当事者の意思表示が合致していれば、契約は成立することとなります。

例として、1000円のパンの売買について述べます。パン屋さんはこのパンを1000円で売ります。購入者は、このパンを1000円で買います。ここに、両当事者の意思表示が合致したと言えま

す。これにより、1000円のパンの売買契約は成立したことになります。契約書は不要です。ちなみに、この売買契約が成立したことにより、パン屋さんはそのパンを購入者に引き渡す義務を負うと同時に代金1000円を受け取る権利を取得することになります。購入者は、そのパンをパン屋さんから受け取る権利を取得するとともに代金1000円を支払う義務を負うこととなります。

契約書はなぜ必要か

上記のような1000円のパンの売買契約であれば、金額も低額であり、その場ですべてが済んでしまうので、わざわざ契約書を作成する必要はありません。しかし、これがA社がB社に対し、100万円の工作機械を製作してもらうという契約だ

とどうでしょう。A社は、B社に工作機械の製作を頼んだものの、B社がチャーンと製作して引き渡してくれるか不安です。また、B社も、A社がチャーンと100万円の代金を支払ってくれるか不安です。

後日争いがないようにするためには、キチンとした契約書が必要となるわけです。

すなわち、取引について契約書を作るか作らないかは原則自由です(建築工事請負契約のように消費者保護の観点からの例外あり)。しかし、契約書を作るのは次の3つの理由があるからです。

- ① 契約内容を明確にする。
- ② 後日の証拠となる。争いが発展すると最後は裁判になり、裁判は証拠に基づいて勝敗がきまります。真実であっても証拠がないと勝訴できないことがあります。証拠には人証(証人尋問による供述)と書証がありますが、人の記憶はあいまいなことが多く、人証に比して書証の証明力が圧倒的に強いのです。書証の決定打が契約書です。
- ③ ひいては、紛争抑止力となるということです。



山下江 弁護士
一九五二年江田島生まれ。修道高校、東京大学工学部出身。

山下江法律事務所

Yamashita Ko Law Office 広島弁護士会所属

山下江 検索 企業法務専門サイトあります
http://www.hiroshima-kigyo.com

相談予約専用フリーダイヤル なやみよまるく
0120-7834-09

予約受付:平日9時~21時、土曜10時~17時

〒730-0012 広島市中区上八丁堀4番27号7階 広島白鳥線縮景園前徒歩1分
TEL 082-223-0695 FAX 082-223-2652 アーバンビュースタンドタワー隣

◆相談料:30分 5,000円 ◆借金、離婚、相続、交通事故なども扱っています ◆借金無料相談会、交通事故無料相談会実施中!

中四国最大級(弁護士15名、秘書24名)^{H23.1} 現

機動力と総合力で企業トラブルを解決します

- ✓契約書
- ✓債権回収
- ✓労務問題
- ✓知的財産
- ✓倒産・再生
- ✓顧問契約

NPO法人広島経済活性化推進倶楽部主催

第14回 起業家・投資家・専門家「お見合い交流会」

日時:平成23年2月19日(土) 14:00~ 会場:ひろしん「B-スクエア」

詳しくは当事務所HP「お知らせ」広島経済活性化推進倶楽部イベントをご覧ください。